平成２１年（家）第９５２号
本籍長崎県大村市木場２丁目686番地３、住所福岡市博多区千代５丁目20番25号アライアパート９号
申立人（失踪者）　飯田　春夫
昭和13年９月３日生
平成22年１月30日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀1566番地の３
債務者　有限会社北野商会
代表者代表取締役　北野　正和
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥　　憲治
４　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年５月11日午前10時
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７９号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷1350番地１
債務者　広島ひろみ印刷株式会社
代表者代表取締役　瀬戸　孝義
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
４　破産債権の届出期間　平成22年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０号
広島市西区三篠町２丁目11番18号
債務者　株式会社シンソー
代表者代表取締役　小松　　伸
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　賢一
４　破産債権の届出期間　平成22年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６号
京都市伏見区深草下川原町22番地の２
債務者　優木建設株式会社
代表者代表取締役　辻内　明里
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　敦史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月28日午前10時15分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
京都市下京区仏光寺通烏丸東入ル上柳町315番地の13
債務者　日本コンピューターフアシリテイ株式会社
代表者代表取締役　土井　達也
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木内　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０５号
京都市上京区新町通寺之内下ル安楽小路町426番地２
債務者　有限会社彩翔苑
代表者代表取締役　宮本　眞人
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　哲朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
水戸市渡里町2738番地の１
債務者　有限会社ビックワン
代表者代表取締役　中野　隆司
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　道夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月14日午前10時20分
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
大分県佐伯市城東町３番17号
債務者　株式会社いし田
代表者代表取締役　石田　喜一
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後１時30分
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第８６６号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目256番地
債務者　有限会社梅村製作所
代表者代表取締役　梅村　順一
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時30分
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
長崎県佐世保市大塔町1916番地13
債務者　有限会社ゆたか
代表者代表取締役　豊嶋　直人
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午前11時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目３番65号
債務者　有限会社柴田土木
代表者取締役　工藤　広信
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田　直之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
三重県志摩市阿児町鵜方3432番地３
債務者　株式会社コスモス・ツアーシステム
代表者代表取締役　松本　憲明
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長尾　英介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午前10時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
大分県別府市大字南立石2498番地の３
債務者　株式会社エスケー観光
代表者代表取締役　加藤　芳治
１　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２６４号
宮崎県都城市立野町3768番地１
債務者　末永　一誠
１　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人　えいらく法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４４号
函館市五稜郭町17番３―103号
債務者　藤島　邦子
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
函館地方裁判所